

インターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス 個人情報保護規定

第1条 (定義)

本規定において個人情報とは、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)第2条に定める個人情報であって、インターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス利用規約第24条に定めるデータのうち、個人の氏名、住所、電話番号、介護認定情報等(以下「個人情報」という。)をいいます。

第2条 (個人情報の取扱)

ASPIICは、個人情報をインターライ方式ケアアセスメントクラウドサービス利用規履行以外の目的のために利用し(以下、「目的外利用」という。)てはならないものとします。

2. ASPIICは、個人情報を第三者に提供してはならないものとします。ただし、本規定第4条に該当する場合には、ASPIICは第三者に個人情報を開示することができるものとします。

3. ASPIICは、個人情報を個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等(以下、「漏洩等」という。)の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないものとします。

4. ASPIICは、自己の責任において、本規約により個人情報を取扱うASPIICの従業者(ASPIICの組織内にあつて直接間接にASPIICの指揮監督を受けてASPIICの業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、理事等役員、派遣社員を含みます。以下、「従業者」といいます)に本規定の義務を遵守させるものとします。

第3条 (個人情報取扱責任者)

1. ASPIICは、個人情報の取扱を円滑に推進するために、個人情報取扱責任者を定めます。

2. ASPIICの個人情報取扱責任者は、ASPIICの従業者への指示管理を行うものとします。

第4条 (再委託の場合の取扱)

ASPIICは、本規約を履行するにあたり、第三者(以下本条において「再委託先」といい、最終委託先まで含みます。)に個人情報を開示する必要がある場合、本規定に定めるASPIICの義務と同等の義務を再委託先に課すとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、再委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。この場合、ASPIICは、介護ソフト会社の要請に基づき、ASPIICと再委託先との間で締結された契約のうち、個人情報保護及び機密保持に該当する部分を介護ソフト会社に開示するものとします。

第5条 (介護ソフト会社への報告)

ASPIICは、個人情報の漏洩等が発生したときは、ただちに介護ソフト会社に報告し、介護ソフト会社の指示に従うものとします。

第6条 (個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等に関する対応)

ASPIICは個人情報の主体(以下、「本人」という。)に対し個人情報保護法第24条以下に規定される個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等(以下、「開示等」という。)を行う権限を有しません。

2. ASPIICが本人から個人情報の開示等の依頼を受けた場合、その旨を介護ソフト会社に通知するとともに、ASPIICは介護ソフト会社が行う当該対応を可能な範囲で支援します。

第7条 (介護ソフト会社側における個人情報の取扱)

介護ソフト会社は、自己が保有する個人情報の開示等を含む取り扱いについて適切に処理するものとします。介護ソフト会社は、自己が保有する個人情報について一切の責任を負うものとし、ASPIICは責任を負わないものとします。また、介護ソフト会社は、自己の責任に帰すべき事由により自己が保有する個人情報の漏洩等が生じた場合、本人との間に生じた紛争等について、自己の責任・負担により処理するものとし、ASPIICは一切責任を負わないものとします。

制定日 平成24年3月16日